

平成20年度地区獣医師会連合会会長会議の開催

標記会議が、平成21年2月25日、本会会議室において開催された。会議概要は、次のとおり。また、同会議の内容については、別紙により各地方獣医師会会長あてに通知された。

平成20年度地区獣医師会連合会会長会議の会議概要

I 日時：平成21年2月25日(水)14：00～17：00

II 場所：日本獣医師会・会議室

III 出席者：

【会長】山根義久

【副会長】藏内勇夫

【専務理事】大森伸男

【地区獣医師会連合会会長・副会長】

北海道地区：波岸裕光（北海道獣医師会会長）

東北地区：太田 孝（東北獣医師会連合会会長・宮城県獣医師会会長）

山内正孝（東北獣医師会連合会副会長・青森県獣医師会会長）

関東地区：遠山吾市（関東地区獣医師会連合会会長・茨城県獣医師会会長）

山根 晃（関東地区獣医師会連合会副会長代理・千葉県獣医師会副会長）

東京地区：村中志朗（東京都獣医師会会長）

中部地区：大野芳昭（中部獣医師会連合会会長・富山県獣医師会会長）

角井正樹（中部獣医師会連合会副会長・愛知県獣医師会会長）

近畿地区：宗 武司（近畿地区連合獣医師会会長・奈良県獣医師会会長）

玉井公宏（近畿地区連合獣医師会副会長・和歌山県獣医師会会長）

中国地区：福田 豊（中国地区獣医師会連合会会長・鳥取県獣医師会会長）

田形和敏（中国地区獣医師会連合会副会長・島根県獣医師会会長）

四国地区：岡本和夫（四国地区連合獣医師会会長・愛媛県獣医師会会長）

九州地区：福村圭介（九州地区獣医師会連合会会長・沖縄県獣医師会会長）

IV 議 事：

1 新公益法人制度移行等の件

(1) 移行にあたっての当面の対応

(2) 日本動物保護管理協会との合併に向けての対応

(3) 学会組織及び事業運営の見直しに向けての対応等

2 平成20年度地区獣医師大会決議・要望事項等に対する対応の件

3 役員等の選任に当たっての推薦手続等の件

V 会議概要：

【会長挨拶】

山根会長から大要次の挨拶があった。

(1) 昨年10月4日、地区獣医師会連合会、地方獣医師会の協力を得て、「動物感謝デー in Japan」を前回より規模を拡大して開催した。当日は一般市民をはじめ関係者多数が参加され、大変好評であった。本年も盛大に開催する予定であり、さらなる協力をお願いしたい。

(2) 昨年12月4日、本会創立60周年記念式典を、また、本年1月22日から3日間、岩手県で学会年次大会を開催した。いずれも多数の参加者を得、盛会に終了することができ、地方獣医師会をはじめ関係各位に感謝申し上げる。

(3) 大学教育の充実に向け、一昨年、文部科学省では大学間の連携構想のもと、複数の大学が協力した学部の新設を認めることとして30億円の調査費を計上し、現在、獣医学系の国立大学でも予算確保に向けた取り組みを進めている。また、昨年12月、同省では「獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」を設置し、これまでに3回の会議を開催して、国立大学の再編整備等も視野に検討が行われている。4月には基本方針を示し、6月までに中央教育審議会へ答申する予定である。このように、文部科学省もようやく重い腰を上げたものと理解するが、この機会を逸することなく関係者一丸となって対応していきたい。

(4) 農林水産省の獣医事審議会では、昨日第3回の計画部会を開催し、新たに設置される4つのワーキンググループの中に小動物ワーキンググループを設けることとした。今後、小動物医療のあり方等も十分議論するとともに、獣医療体制整備の基本方針については、総論ではなく工程表等を示し、予算化も見越した実効ある計画を要望したい。

(5) 本会の各部・委員会では、それぞれ分野別の課題等について検討をいただいております。現在、報告書の作成が進められているところである。

(6) 本年1月24日、学会年次大会会期中に、日本動物看護職協会設立発起人会合同総会が開催され、来年度の協会設立を目指して着実に準備が進んでおり、獣医界でもようやくパラメディカル分野が確立されるものと期待している。

(7) 厳しい社会情勢の中で、日本獣医師会と地方獣医師会は今まで以上に緊密に連携する必要がある、本日の協議内容は各地区に持ち帰って必ず関係者に伝達するなど、本会議の役割を十分果たしていただきたい。今後も獣医師会の運営については、安定的に着実に歩みを進めていきたいので、理解と支援をお願いしたい。

【座長就任】

続いて、山根会長が座長に就任し、次のとおり会議が行われた。

【議 事】

1 新公益法人制度移行等の件

(1) 移行にあたっての当面の対応

ア 大森専務理事から、次の項目について説明が行われ、個別の事項で不明な点、あるいは対応に苦慮している点等があれば、本会に連絡してもらうこととされた。

(ア) 新公益法人制度移行にあたっての当面の対応推進

a 地方獣医師会における新制度移行対応の協議・検討組織の設置

b 当面の検討の課題

(a) 新公益法人制度の仕組みの理解と、新しい会計基準の習熟等及び移行に当たっての課題と対応の方向性の検討

本会作成の「新公益法人検討の要点」(獣医師会としての留意点を網羅)を活用し、重要項目の理解及び対応方向の検討

(b) 当面、検討を進める必要がある個別課題

i 獣医師会の各個別事業ごとに、「公益認定等ガイドライン(平成20年4月11日内閣府公益認定等委員会制定)」の「公益目的事業のチェックポイントについて」の要件整備の適合状況のチェックと、必要に応じチェックポイント適合に向けての事業運営の体制の整備(先ず、本会作成の「狂犬病予防注射事業運営に当たっての留意事項」を活用し、狂犬病予防注射事業の獣医師会の公益目的事業としての位置づけと、今後の運営面から点検を行い、必要な対応を検討することから開始)

ii 獣医師会の会計経理の「公益法人会計基準の運用指針」(平成20年4月11日内閣府公益認定等委員会制定)に基づく運用への切り替えと習熟に向けた体制の整備

iii 獣医師会の予算・決算について公益法人認定基準(特に、収支相償原則、公益目的事業比率など)との関係の適合状況のチェックと、資産(財産)の新制度

移行に向けた管理・運営のあり方の検討

iv 地方獣医師会における本部と支部(その他、部会や協議会など)の関係(組織、事業運営、会計・経理)の実態の把握と、新制度移行に向けた対応の検討・整備

v 獣医師会の組織運営(法人の機関設計)の一般法人法への適合に向けた検討・整備(定款変更(案)の事前検討)

イ 以上の説明に対し、大要次のとおり質疑応答や意見提起等が行われた。

(ア) 本部と支部の関係については、各地方獣医師会で大きく異なり、一律の対応は困難と思われるが、支部組織、会計の基本的なあり方等の指針を示してもらいたい旨の発言があり、これに対して大森専務理事から、「本部と支部の関係についてFAQでは基本的な考え方が示されてはいるものの、具体的な審査のポイントは明確ではない。基本は、本部があつての支部の位置づけとすることが肝要である。」旨説明された。

(イ) 狂犬病予防注射事業に関し、大森専務理事から、「事業は、狂犬病予防法に基づく制度として位置づけられた狂犬病予防対策について、その円滑な実施を確保するため自治体から委託を受けた社団法人獣医師会が行っている事業である。したがって、公益事業であるからこそ制度的対応の根幹が維持されている。これは、これまで通りのゆるぎないものとして会員をはじめ皆さんが意識を統一して理解することなしには前に進まないのではないか。さらに今回、新公益法人制度移行の対応が重なり、新たに狂犬病予防注射事業について公益目的事業としての位置づけの説明が求められるということではないのか。公益事業として取り組む必要性は2つあり、1つは現行の制度が維持されることの必要性のため、1つは地方獣医師会の新公益法人制度への円滑な移行を図る上での必要性のため。この2点に集約されるのではないか。なお、新制度への移行を進めるにあたり公益目的事業としての説明のためには事業が、公益目的チェックポイントとの関係で、どのように説明できるかにかかっている。」旨の説明がなされた。

(2) 日本動物保護管理協会との合併に向けての対応

大森専務理事から、大要次の説明が行われた。

ア 合併の趣旨(目的)

(ア) 日本獣医師会(本会)と日本動物保護管理協会(協会)は、今後、新公益法人制への円滑な移行を期すべく、一般社団法人及び一般財団法人に関する公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(整備法)の規定に基づき、農林水産省及び環境省の指導の下、合併手続きを進める。

(イ) 本会は、合併を機に協会業務を承継し、獣医師会活動を通じて、動物の愛護及び適正管理に関する事項を含め、定款で定める動物福祉の増進等に係る事業の一層の推進に資する。

イ 検討の経過

(ア) 協会

a 現状では、「公益認定取得」及び「一般法人移行」はともに困難であると考えられるが、事業の中断は許されず、しかも解散はできないため、新制度移行に際しては、整備法に基づく「特例民法法人の合併」を選択せざるを得ない。また、合併に当たっては、日本獣医師会を合併の相手方として現行事業の継続実施が最善の選択との結論に至った。

b 平成20年12月の理事会において、上記の意向が全会一致で議決され、今後、総会での承認等必要な手続きをとることとされた。

(イ) 本会

平成20年12月の第3回理事会において、協会からの合併申し入れを協議し、合併提案の受け入れを認め、必要な組織及び事務執行体制の整備と合併手続きの推進が了承された。また、同日開催の全国獣医師会会長会議において、理事会協議による了承事項を説明し、合併についての理解を求めた。

ウ 合併の要点(案)

(ア) 合併の形式等は、整備法の規定に基づく特例民法法人の合併手続き(吸収合併)により行い、本会を吸収合併存続法人(存続法人)、協会を吸収合併消滅法人(消滅法人)とする。

(イ) 消滅法人の業務と存続法人の定款との関係については、消滅法人の業務は、基本的に存続法人が承継し、本会定款の所要の変更を行う。

(ウ) 存続法人の名称と会員資格については、本会を存続法人とする吸収合併であることから、存続法人の名称及び会員資格は現状のままとする。

(エ) 合併手続きのスケジュールとしては、農林水産省及び環境省と相談しながら、整備法に基づく所要の手續きを行うこととして、本会では、本年5月の理事会及び6月の総会で合併契約締結の承認を得たうえで、必要な定款変更を行い、農林水産省と環境省にそれぞれ合併の認可を申請する。さらに、権利義務の継承等を一定期間、公示する債権者保護手續を行い、平成22年4月1日を目途に登録を行う。

(オ) 消滅法人の資産及び負債、その他の権利義務については、合併登記の日において存続法人に引き継ぎ、存続法人が承継する。

(カ) 消滅法人の業務の存続法人における執行等については、次のとおりとする。

a 部会と役員

存続法人の事業運営機関である部会に、消滅法人から承継する業務を担当する部会を新設する。また、当該部会が所掌する業務を執行する役員(理事1人)の選任を合併登記の日の後の最初の総会において行うこととし、本会定款施行細則について所要の改正を行う。

b 職員

本会の職員のうち、協会の出向職員については、合併の登記の日において出向を解除し、本会の職員として引継ぐ。

エ その他

協会の地方獣医師会以外の10会員については、十分に説明して理解を得る。

(3) 学会組織及び事業運営の見直しに向けての対応等大森専務理事から、大要次のとおり説明が行われたが、その中で、「学会組織及び事業運営の見直しについては、公益法人制度の全体の仕組みを考慮する必要があることから、その改正には相当の時間を要する。」旨補足された。

ア 学会組織及び事業運営見直しの考え方等

(ア) 背景及び課題

a 日本獣医師会の組織運営上の課題

これまで、学会は本会の組織でありながら、日本学術会議の登録団体の資格を得るため独立した学会として、会員制、総会、理事会、会計経理を有しており、この点紛らわしく、組織の形骸化を招いている。

b 日本学術会議法の改正により制約が解除

日本学術会議の制度の改編により現制度維持が不要となった。

c 新公益法人制度の移行に向けての対応

今回の法人制度では、このような二重の組織構造では認可を得られない。

(イ) 最近における検討の経過

本会の学会組織及び学術・教育・研究委員会等での議論。

(ウ) 基本的な考え方

定款第8章の規定に基づく日本獣医師会の「学術分野別の学会活動機関」として改めて位置づけ、日本獣医師会定款施行細則の一部を改正するとともに現行の会則、関連規程を廃止した上で、新たな規程の制定及び関係規程を改正する。

(エ) 見直し検討に当たっての主な視点

a 日本獣医師会理事会、学会正副会長会、学術部会学術・教育・研究委員会等における意見を踏まえ、理事会に学会会長(学会担当理事)をおき、運営機関として学会長副会長会議及び学会関係委員会、さらに、3つの学会に学会長、副学会長、学会幹事を置く。これ

までの学会総会及び理事会は日本獣医師会に集約する。地区学会については、実質的には当番の地方獣医師会が運営していたことを考慮して、開催担当の地方獣医師会会長が地区学会を統括する。

b 部会と学会の整理

部会（学術部会）の役割としては、①獣医学術の振興・普及のための調査・研究（学会の所掌に係る学会活動は除く）、②獣医学教育の整備・充実、③獣医師の研修・人材の養成、④獣医学術に関する情報の収集及び提供等とする。

学会（日本産業動物獣医学会、日本小動物獣医学会、日本獣医公衆衛生学会）の役割は、①獣医学術の振興・普及のための学会活動（獣医学術年次学会の開催及び獣医学術地区学会の運営支援）、②日本獣医師会雑誌（日獣会誌の学会誌部分）の編集、③日本獣医師会獣医学術奨励賞等の選考、④獣医学術の国際交流等とする。

(オ) 今後のスケジュール

現在、学会の組織及び事業運営の見直しに係る関係規程改正の検討等は学術部会の学術・教育・研究委員会で実施しており、委員会において整理した改正（案）については日本獣医師会理事会に逐次報告するとともに、学会正副会長会、地方獣医師会に掲示して意見を聴取する。また、関係規程の改正及び新設には、日本獣医師会の新公益法人制度移行に向けての対応と調整を図りながら所要の手続きを経て行う。

(カ) その他

これまで、地区学会における最優秀研究業績（地区学会会長賞）の褒賞数の枠を順次増やし、学会年次大会発表題目と大会内容の充実資してきた。年次大会で開催する受賞講演への出席のため、地区で登録料や、旅費を負担することが多く、年次大会参加登録料の免除について地方獣医師会から要望がなされていたが、平成21年度より学会活動奨励の観点から免除の扱いとし、当該費用については、年次大会運営経費として日本獣医師会において処理する方向で調整する。

なお、獣医学術奨励賞「学術賞」受賞記念講演者の参加登録料についても同様の扱いとし、平成21年度学会年次大会企画運営委員会において検討し、関係者の十分な理解と合意を得た上で、地方獣医師会に今後の扱いを通知する。

2 平成20年度地区獣医師大会決議・要望事項等に対する対応の件

(1) 大森専務理事から、大要次のとおり説明が行われた。

ア 平成20年度地区大会決議・要望事項等に対する対応の件

(ア) 今後とも社会的要請に即した獣医師及び動物医療政策の着実な進展を期するためには、先ず、高度専門職業人としての獣医師会活動を通じ、自らが動物医療提供の質の一層の確保に向けた結束が求められる。

(イ) 動物医療の質の確保をはじめ関係施策の実施は、これまでも各地方獣医師会等からの要請を踏まえ、関係部会での検討を経て、本会事業に逐次、反映させるとともに、制度的課題については各関係省庁をはじめ行政機関・団体に要請し、その実現に努めてきている。

(ウ) 本会は、社会の要請に応え得る獣医師の養成と動物医療提供体制の整備を推進する上で、当面、特に必要な課題を次の4点に整理し、地方獣医師会とも課題意識を共有して、その実現に向け努力する。

a 獣医学教育の整備充実

国立大学の再編統合、公立・私立大学の入学定員に応じた十分な教員数の確保とそれに見合う施設、設備を有する獣医学部の単独規模への整備の私学助成の拡充、「大学設置基準」の整備及び第三者評価（外部評価）を推進

b 獣医師の需給対策と処遇の改善

「獣医療基本計画制度」における需給対策の推進（獣医師受け入れネットワークシステムの導入、産業動物診療獣医師修学資金給付制度の拡充・整備、獣医学系大学における優先入学枠の導入）、獣医師処遇の改善（獣医師専門職に対する医療職俸給表（-）の適用・初任給調整手当の導入・給料調整額の確保等、雇上獣医師手当の引き上げ、家畜共済制度運営の改善）を図る。

c 動物医療提供体制の整備・充実（動物医療におけるパラメディカル専門職（動物看護専門職）資格制度の創設等）

民間認定システムの統一化、カリキュラムの整備等の段階を経て、パラメディカル専門職の国家資格（免許）制度創設の推進を図る。

d 共通感染症対策と動物愛護・管理施策の推進（特に狂犬病予防対策の徹底及び家庭動物の所有者明示措置等）

狂犬病予防対策の推進（自治体による地方獣医師会との連携の下で組織的に地域ネットワーク体制を整備することによる、犬の登録、予防注射接種率の向上、普及・啓発対策を推進）、マイクロチップの普及（地方獣医師会での普及拡大、家庭動物の装置の義務化）を図る。

(エ) 一方、各地区において開催された地区獣医師大会における決議要望事項等として本会に提出いただいたが、(ウ)の考え方を基本に、今後とも必要に応じ本会部会で細部の検討を行った上で事業活動に反映させ

るとともに、地方獣医師会の協力・支援の下で関係機関・団体とも連携を図り、制度問題の実現に向け要請活動等を通じステップアップを目指す。

(オ) 平成20年度地区大会決議要望等の個別事項ごとの対応の考え方は、次の概要に示したところによることとしたい。

a 日本獣医師会が主として対応する事項

(a) 獣医学教育体制の整備・充実

- ・平成20年8月「獣医学教育改善の関係者懇談会」の開催（関係者の意識統一）
- ・文部科学省に設置された「獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」での検討への支援
- ・「特区提案」による獣医学部新設に規制官庁の適切な対応を依頼

b 日本獣医師会及び地方獣医師会がともに対応する事項

(a) 獣医師需給対策の推進と処遇の改善

- ・平成20年「産業動物獣医師事情関係者懇談会」の開催、協議及び産業動物臨床部会及び公衆衛生部会での検討
- ・麻生全国知事会会長（福岡県知事）に対する要請（これに対し全国知事会での論議の前に、各都道府県段階で十分な認識の必要性の指摘があり、本会から各都道府県獣医師会へ所管の知事（首長）、関係部局への実態の説明及び要請依頼し、昨年、43都道府県獣医師会が要請活動し、一部の県で処遇の改善）
- ・一方、獣医師問題議員連盟総会で要請。再度、麻生全国知事会会長に各地方獣医師会での状況を説明の上、理解と対応の推進を要請

(b) 食の安全の確保と家畜衛生、食品衛生対策の充実・整備

- ・家畜防疫対策の充実・強化について、平成19年、畜産・家畜衛生部会等の検討を踏まえ、農林水産省に所要の要請活動。平成20年度同部会で関連課題を検討中
- ・診療獣医師向けの技術向上対策について、地方獣医師会の協力の下、助成事業で各種マニュアル等の作成、研修を獣医学系大学で実施
- ・食の安全の確保は、平成19年度から獣医師の仕事、社会的責務等を一般に広報する場として「動物感謝デー」の開催等
- ・畜死体等の廃棄物処理について、家畜共済事業で廃用認定された家畜の食肉処理場での受入れ拒否の課題を産業動物臨床部会で検討、生産現場の実情に沿った指針作りを提案予定

(c) 共通感染症対策の充実・強化

- ・共通感染症対策について、過去に厚生労働省へ地域における診断体制の整備及び診療獣医師の技術向上対策

等を要請。昨年、厚生労働省へブレバンデミック及びパンデミックワクチンの優先接種の要請、さらに環境省へ野鳥の鳥インフルエンザ対応への獣医師会及び小動物診療獣医師との連携を要請

- ・狂犬病予防対策の徹底について、会員外獣医師への対応は、自治体の要請の下での取り組み、独占禁止法も踏まえ、獣医師会組織での対処方法が問われる課題

(d) 獣医師及び動物医療の信頼の確保

・専門職としての獣医師の社会的評価は、法令遵守は当然で、高い職業倫理意識の下、活動を自らの課題と課すことで得られる。他方、法令違反、獣医師道への背反行為、獣医事の不正行為に対する行政処分を自覚し、日々研鑽に励みことが国家資格の下、診療業務の独占確保の所以と理解

・獣医療の広告制限について、農林水産省は獣医療広告ガイドライン等を策定、適正な運営を期しているが、地方獣医師会も広告違反の他、違反情報の把握、行政への情報提供等、行政との連携体制の一層の確保を依頼

・規制は、私権の制限による法益の社会経済、国民生活での必要性で判断されることに留意。現行の法規制の遵守と監視は、獣医師会が規制当局と十分連携した対応が必要（「獣医師に対する行政処分について」（平成15年11月26日付け15消安第3609号。消費・安全局衛生管理課長通知））

(e) 動物愛護管理対策、外来生物・野生動物対策、学校飼育動物対策の推進

・新公益法人制度への移行に伴い獣医師会の活動分野としてさらに重要となり、今後とも要請の趣旨を十分踏まえ、関係部会で協議・検討し、取り組み体制の整備・推進

(f) 地方獣医師会の公益法人認定に向けての対応推進（略）

c その他事項

(a) 畜産振興対策の強化、推進

・飼料価格の高騰鎮静化にあるが、今後の動向等には不安定要素もあり、中央畜産関係団体とともに引き続き政府支援を含めた対策の強化を依頼

・獣医師の立場で畜産経営の発展の支援について、産業動物臨床部会で検討し、生産者の要求に応える獣医師養成の方策（大学教育、卒業教育の改善充実）等を指摘。今後も我が国の食糧自給率の向上を図る上で、産業動物診療獣医師の職責が果すべく、その確保対策等の必要な要請・提言の実施

(b) 各種予防注射の副反応の軽減

・獣医師もワクチン等医薬品副作用等の報告の義務及び副反応を軽減対策として発生状況の把握、発生情報を基づく対応の必要性。地方獣医師会での構成獣医師へ

の副作用報告の励行依頼および関係部会でのワクチン改良の方向等の取組みの検討

(c) 日本獣医師会主催の全国獣医師大会の開催

- ・動物医療提供体制整備への取組みは、獣医師会自らが課題意識をもち対応を推進するのが基本で、社会経済の発展や国民生活の安定等への寄与を十分論議し社会的利益に適うものを要請
 - ・制度的課題については、地方獣医師会関係者を含め、部会や理事会等における論議を経て当面、取り組むべき課題として整理集約
 - ・政治的対応については、獣医師問題議員連盟において、狂犬病予防対策推進に関する自治体と獣医師会との連携強化の推進や公務員獣医師の処遇の確保の進展を見たが、他方、個々の獣医師が獣医師政治連盟の立場で政治活動支援に参画し結果を示す必要があり、今後とも獣医師政治連盟の双方向性の観点に立った活動強化の必要性
 - ・一方的圧力やアドバタイズのみでの対応でなく、獣医師と動物医療の果たすべき社会的役割（公共性）と責務、さらに獣医師の多方面に渡る活動等の普及・啓発に努力
- (2) 以上の説明に対し、大要次の対応が報告された。

獣医師需給対策の推進と処遇の改善について、本県では理事会の決議を経て、知事に要請文を提出したところ、初任給調整手当が増額されることとなった。その際、研修制度の充実の他、再雇用でなく定年延長を依頼したが、今回は見送られた。これは県段階での変更が可能であるため、今後、俸給表の改善も含めて対応したい。

3 役員等の選任に当たっての推薦手続等の件

大森専務理事から、「次年度は役員改選の年である。また、部会委員会についても任期満了となる。」として、会長・副会長、各地区理事、職域理事の開業（産業動物、小動物）担当理事、監事及び日本獣医師政治連盟地区選出幹事の候補者の推薦について説明が行われた。

V まとめ：

議事として提出された、「1 新公益法人制度移行等の件」（(1) 移行にあたっての当面の対応、(2) 日本動物保護管理協会との合併に向けての対応、(2) 学会組織及び事業運営の見直しに向けての対応等）、「2 平成20年度地区獣医師大会決議・要望事項等に対する対応の件」及び「3 役員等の選任に当たっての推薦手続等の件」については、協議のうえ、すべて了承された。

【別紙】

20日獣発第267号
平成21年3月13日

地方獣医師会会長 各位

社団法人 日本獣医師会
会長 山根 義久
(公印及び契印の押印は省略)

平成20年度地区獣医師会連合会会長会議の協議結果等について

日頃より、本会事務事業の推進については、多大な支援と協力を賜り、御礼申し上げます。

さて、全国獣医師会会長会議は、例年、地区獣医師会連合会会長会議における協議を受け、毎年度末に開催しているところですが、本年度は、本会の創立60周年記念式典関連事業に併せ、昨年12月に開催したところとす。

従いまして、今回、上記の事情を踏まえ、本年2月25日に開催した平成20年度地区獣医師会連合会会長会議の協議結果等について会員各位の理解をいただきたく、別添1(略)のとおり会議議事概要としてとりまとめたものと当日の会議資料を別添2(略)のとおり(資料のうち、新公益法人制度移行

等の件に係る資料は、既に平成20年1月5日付で地方獣医師会あて送付済みの資料と同様でありますので、今回は、添付していません。従いまして、「新公益法人制度検討の要点」等の資料については、送付済みの資料を参照ください。)送付させていただいた次第です。

つきましては、特に下記の事項にご留意の上、今後とも本会事務・事業運営に対し格別の理解と協力をいただきたく、よろしく申し上げます。

記

1 新公益法人制度移行等の件

(1) 移行にあたっての当面の対応

本件については、既に、新公益法人制度検討の要点の再編整備等について(平成21年1月5日付け20日獣発第224号)により、新制度検討の要点(狂犬病予防注射事業運営に当たっての留意事項等を含む。)とともに、当面の対応を通知したところですが、地区獣医師会連合会会長会議において改めて内容を確認の上、各地区獣医師会における取り組みの方向を協議したところとす。

本会においても、理事会の協議結果及び職域総合部会の常設委員会における検討結果等を踏まえ、逐次、対応を進めることとしていますが、地方獣医師

会においても、既に、提示している対処方針も見据えた上で、新公益法人制度への移行に向け組織・事務事業・会計経理の点検・整備に努めていただくようお願いいたします。

(2) 日本動物保護管理協会との合併に向けての対応

本件については、昨年12月の本会理事会において、日本動物保護管理協会から要請された合併提案の扱いについて、全国獣医師会会長会議にも経過等を説明・協議の上、今後、合併に向けて所要の事務手続きを行っていくことが了承されたところですが、地区獣医師会連合会会長会議においては、合併の基本的考え方の要点を別添2の資料(略)に示したとおり整理するとともに、今後の事務手続き等のスケジュールについて協議したところです。

今後、本年3月30日開催の理事会において吸収合併契約(案)等の協議を行い、6月2日開催の理事会において吸収合併契約の締結、さらに、6月25日開催の通常総会における合併契約の承認に向け諸手続きを進めていきたいと考えます。

つきましては、地方獣医師会におかれては合併に対する関係各位のご理解をいただくとともに、引き続き獣医師会活動を通しての動物の愛護・福祉の増進に係る事業の一層の推進に当たっていただきたくお願いします。

(3) 学会組織及び事業運営の見直しに向けての対応等

本件については、これまでも数次にわたり、検討の経過と対応の方向等について地方獣医師会に説明してきたところですが、新公益法人制度への移行という新たな対応を求められていることを受け、学会及び部会の常設委員会において対処の方向について

中間とりまとめを行ったところです。

今後、別添の資料(略)に示した見直しの考え方をベースに地区学会を含め、学会組織と学会事業の運営について再構築していくこととなります。

つきましては、資料内容について地方獣医師会において意見等があれば、事務局(担当:高橋事務局次長)まで提出いただきたくよろしくお願い致します。

なお、これまで全国獣医師会会長会議及び通常総会等においてご意見をいただいた、「地区学会長賞受賞講演者の年次大会参加登録料の扱い」については、地区学会活動の奨励の観点から免除の扱いとする方向にあることについて、了知いただきたく願います。

2 平成20年度地区獣医師大会決議・要望事項等に対する対応の件

本件については、地区獣医師会連合会会長会議において協議の上、資料の26頁(略)に示した考え方に基づき対処することとしたところです。

なお、公務員獣医師の処遇改善対策の対応状況については、別添2の資料の49～50頁(略)に整理したところであります。

3 役員等の選任に当たっての推薦手続等の件

本年6月は、本会役員をはじめ、各種委員会委員の改選の時期となっています。いずれ、4月早々に候補者の推薦手続等をそれぞれの推薦区分に応じ、地方獣医師会又は地区獣医師会連合会に通知することとしていますので、その際は推薦手続等に遺漏のなきようお願いいたします。